

平成 29 年度 第 3 回伊丹市手話言語条例制定委員会 議事録

日時 平成 29 年 9 月 13 日 (水) 10 : 00 ~

場所 アイ愛センター 2 階 研修室

出席者 原委員、末吉委員、北村委員、渥美委員、江木委員、中井委員、酒井委員
事務局・・・学校指導課嶋本、子育て支援課 藤原、健康政策課 河野、地域福祉室長 井
手口、障害福祉課長 橋本、障害福祉課 妹尾、本郷 手話通訳 障害福祉課吉田、木崎、
派遣通訳者 矢野

1.開会

事務局より開会。前回の制定委員会で委員より提案があり今回の制定委員会から公開
になったと説明。本日の傍聴者 8 人であることを報告。

伊丹市審議会等の会議の公開に関する指針第 3 条の指針に基づき公開すること。議事
録の公開にあたり委員 2 名の署名が必要である旨の説明があり。

第 1 回目からの議事録の署名に関して議長に選出を任せる旨の承認を取り、**B** 委員と
E 委員に依頼決定。

進行に関して挙手ののち指名を受け、所属と名前を言ってからの発言を再度周知する。

2.言語条例議論開始

議長：前回までの流れの再確認。前文に関して訂正を入れた個所の確認を行う。

第 1 条 (目的) を読上げ。

この条文に関して意見はあるか？

目的が書かれている分、文章自体は長く手話という用語が頻繁に出てくる。手話言語条例
であるので手話が多発するのは仕方ないと感じるが、音読したり、手話表現に置き換えたり
して違和感というものがあるかどうか？手話だけが理解されたらそれでいいのか？等意
見をお願い。

F 委員：手話という用語が目立つと思った。手話が広まるだけではなく、ろう者の生きに
くさを理解してほしい。その為にはどのような言い回しで条文として載せたらいいかわ
からない。

C 委員：全体的に文章が長いと感じる。環境に関して等は後の条文に出てくるので「この
条文は、手話は言語であるとの認識に基づき手話に関する……」とまとめてしまうのはど
うか？短か過ぎるか？

議長：第1条は目的が書かれなければならない。手話＝言語である。手話がもっと理解され普及されて使用していける環境をつくらなければならないという目的を考えると大事な文章だと思う。長いので短く検討してみてもと思う。

先ほど、短くと意見は出したが、他の自治体が作成した条例を見ていると目的にはすべて含まれている書き方をしているのが多数である。これ以上短くするのは無理なのかと思う。今具体的な案が出てこないのであれば次の2条を先に議論してから何か思いつけば議論しなおす方向で構わないか？

(委員賛成の合図)

第2条読上げ。

議長：(意見を求めるが意見がない。) 続いて2条の2項読上げ。

3項読上げ。

E 委員：先ほどの目的の所で「手話」という用語が多いという意見があった。2条の2項も「手話」という用語がたくさん出てくるが、読んでいて違和感がないのでそのままいいと感じた。

3項の最後に句点が必要と思う。

議長：2項目で「手話」という用語が多いという指摘があった。先ほどの目的の所でも指摘があったがこのあたりで決めていきたい。修正があればしたい。

前方のスライドに手話の文字を色づけで示している。「手話」を減らすのであれば3つ目を取って「手話への理解の促進と普及を図り…」というのも考えられる。

ほかに提案がなければこの案に変更する方向で良いか？

必ず変えないといけない訳ではない。他の条例をみていると確かに手話言語条例なので手話という言葉が連発しているところもある。伊丹市ではどのようにするか。読んでいて違和感のない文章にすればいいと思う。

A 委員：議長から提案があったように3つ目の手話を省くのは賛成。そこにおよびという言葉を入れてはどうか。「手話への理解の促進及び普及を図り…」

B 委員：議長とA委員の意見に賛成。3つ目「手話」を省いても意味が通じるし、差支えないと思う。

議長：他の委員の意見は？

異論がないようなので第2項の条文は、A委員の提案があった「手話への理解の促進及び普及を図り…」に変更する。

第2条の基本理念の条文で他に意見は？

この第2条の3項の条文は手話による意思疎通を円滑に図る権利を有するのは誰なのかを明確にしている。原案では主語はろう者になっている。手話による意思疎通を円滑に図る権利を有するのは他にもいるのではないか？例えば子供など。私自身少し手話ではできがなかなか意思疎通を円滑に図るところまではできないのもっと広い範囲で設定してはどうかと思っている。他市の場合も様々であり、ろう者で書いてあるところもある。「ろう者及びろう児」「手話を必要とする人たち」など様々。他に意見は？

F委員：「ろう者」という用語を使用しても構わないと思って本日の制定委員会にきた。なぜなら日本語の場合も子どもに対して特別に設定していない。手話もろう者・ろう児と分ける必要がないと思う。しかし、議長の話聞いて「手話を使用する市民」「手話を使う市民」とすればろう者に限定せずに、通訳者も含まれると思う。

D委員：ろう者とろう児に分けることに関しては、日本語と同様に子供も大人も同じではないかと思う。しかし、この基本理念に使用する場合を考えると「手話による意思疎通を円滑に図る権利を有し…」とあるがろう者だけではなく、難聴者もいるし、制定委員会と同様な会議の場所などで通訳者も手話を使用しているので権利を有する必要があるのではないかと思った。

B委員：自分は中途失聴だが、第一言語は手話。同じような人はいる。まったく聞こえないのが「ろう者」。そのような場合区別されてしまう心配があるので「ろう者」だけではなくスライドに示しているように赤字の文字（手話を使用する市民）を足してほしい。

議長：いろいろな意見をもらった。

- ・スライドにあるように「手話を使用する市民」という提案。
- ・「ろう者」だけならせまい意味になるので、難聴者・中途失聴者などの意味を踏まえる。
- ・「第一言語が手話の人」もいいかもしれないが、この場合聴者がなかなか使いにくい。聞こえない人が通訳者を利用するというのは日常にあるが逆の場合はなかなか依頼しにくい。聞こえる聞こえないにかかわらず手話が必要な時はある。その意味合いを含む言い方がいいと思う。

例えば、他の自治体を例にすると「手話を必要とする全ての人が」という表現もある。「市民」と限定したものがいいか…。等意見を聞きたい。

C 委員：仕事上、事業所に訪問することがある。事業所の中で手話が必要な時がある。「市民」と限定されてしまうとそこでは保障されないという恐れがあるので表現を変えた方がいいと思う。

議長：例えばどのように？

F 委員：「手話を使用する市民」と先ほど発言したが、今の話を聞いていて市民と限定するのではなく「手話を必要とする全ての人」はいいのではないか。

A 委員：「手話を必要とする全ての市民」はどうか。「人」というよりは「市民」にしたらどうか……。迷っている。伊丹市の言語条例だから市民対象と思った。

C 委員：市民が対象として条例をつくるのですが、会社等にいくと、他市からの来ている社員もいるので伊丹にいるすべての人、働く人も含めてという意味で「人」としたらどうか。

A 委員：伊丹で在勤していることなどを踏まえたら「市民」より「人」の方がいい。

議長：「市民」より「人」がいいという意見。在勤者ということで伊丹市民以外の「人」という意見があった。伊丹市開催される講演会に他市から来る人もいるということを想定し「手話を必要とする全ての人」と決めたらいいと思う。他の条例の部分で「ろう者」のままの方がいい場合もあるのでもう少し話を進め最終的に整合性を見ていきたい。

第3条読上げ

市の責務に関して意見は？

議長：第3条に関して意見は？

「ろう者」で構わないか？

意見がないようなので 第4条読上げ。

C 委員：今までの条例の1の所が「・」になっているが何か意味があるのか？

事務局：条文に関しては「1」とは表記しない。空欄になっている。パワーポイントではうまく操作ができなかった。次の所から「2」と表記することになっている。

議長：条例・法律などはそのようになっている。

D 委員：第4条2項目の「ろう者」と限定しているのでこれでいいのかと疑問に思った。市の施策に協力する人たちを考えた時「ろう者」と限定することが気になった。市の施策に協力するのは誰なのかと主語を広義で考えたらと思う。

議長：第4条は市民の役割と書いてある。第3項までである。

1つ目「市民」伊丹市民全般。ろう者以外の市民。

2つ目「ろう者」この部分のろう者を広い意味合いでとらえた方がいいという意見。

3つ目「事業者」

役割が3つに分けられている。このままで進めるのか、増やすという方法もある。

2つ目の「ろう者」を当事者に限定してもいいのか。このことについて意見を？

F 委員：役割が分割されているという説明を受けて感じた。2つ目は「ろう者」でよいと思っていたが、市の施策に協力するのは「ろう者」だけではなく「通訳者」も市の施策に協力している。「手話を使用する者」としてはどうか。

議長：「ろう者」を「手話を使用する者」とするという意見。他に意見は？

C 委員：1つ目に市民の役割が書いてある。

2つ目はろう者自身が手話に関する理解・促進・普及をまずやりましょうと謳っているのだと思う。ろう者（難聴者を含め）と思うが、今まで手話を使用していたろう者というくりでもいいと思う。

議長：第2項の「ろう者」の表現に関して2つの意見がある。

「手話を使用する者」「ろう者（難聴者を含む）」他の意見は？

A 委員：手話を使用する者というのは聴者も含む？

C 委員：確かに通訳者も手話を指導したり、普及に努めているが、まず手話を母語としている人、手話を第一言語としている人、手話でコミュニケーションを取りたい聴覚障害者がまず市の施策に協力し、手話の意義、考え方などの普及をして行こうということかと思った。だから聴者は含まないと思った。

B 委員：「市民の役割」とある。自身も手話を使用する者であるが市民の中に聞こえない人、手話通訳者も含まれると解釈していた。「市民の役割」だから幅広く含まれると思っていた。

F 委員：先ほど手話を使用する立場としてろう者の中に通訳者も含めたらいいと発言したが、C 委員の話聞き、通訳者は市民に含まれると思った。市の施策に当然寄与していく。ろう者として自分たちの母語を守っていく条例であると考え、あえて「ろう者」としたらどうか。

議長：他市の条例は第2項がないものもある。もっと幅広く考えると、ろう者も市民なので市民の役割として手話の普及・促進をすることを考えている市町もある。

手話を普及させていく。普及してきたらろう者だけが普及に努めなければならないのかということになる。

意見がいろいろ出ていて決め難いがろう者のA委員・B委員に再度聞きたい。

この2項を入れることによって違和感があるかやその通りだと思うなど意見をお願いしたい。

B 委員：最初に読んだ時から、手話の普及には聞こえない人が中心でやらなければならないと思っている。しかし、自分たちの力だけでは無理でお手伝いをしてもらわないといけないとも思っている。考えすぎてわからなくなっているのが現状。

A 委員：第1項は市民となっている。市民の中には聞こえない私たちも、聞こえる通訳者も含まれるということ。第2項ろう者。ろう者が強調されている。手話言語条例なのでこのままでいいと思う。

議長：「ろう者」を使用するか、難しいところだが、ろう者の立場からこのままでいいのかと思われる発言であった。もう少し全体を見渡してから再考してもいいと思う。

第3項読上げ。

E 委員：働きやすい環境を整備するのは当然してほしい。利用しやすいサービスが具体的に分かりにくいので教えて欲しい。

議長：ろう者が利用しやすいサービスを提供する。事業者とはどのような事業者、またサービスはどんなサービスを想定しているか？

事務局：店屋さん。美容院、理容院等商業のイメージ。

議長：E委員それでよろしいか？

ほかの質問は？

A 委員：4条の3項。2項は基本理念という言葉を使用している。3項も「事業者は基本理念に基づいてろう者が利用しやすい…」としてはどうか。

議長：A委員の発言のように変更する意見でよいか？
特に意見がないのでそのように変更。

休憩

議長：傍聴席の皆さん、議論に対ししっかり傍聴していてしっかり反応していてうれしい。
続きから議論開始。
第5条第1項読上げ。

後程具体的な施策に入るが、その前の文章に関して気になるところはあるか？

意見がなさそうなので「障がい者」「障がい児」が出てくるのは何故なのか？この部分は一般的なことを問うているのか？「ろう者」「ろう児」ではなく。

「がい」がひらがなになっている。

行政は「がい」はひらがなになっているが障害関係の研究者は以前まではひらがなで表記していたが最近はいをひらがなにする主旨は十分浸透したと思い今は漢字にしている。
皆さんどうか？

事務局：障害者と障害児に関する計画に関して伊丹市が策定している障害者に関する計画が2つある。

1つは障害者計画。6年に1度の策定。色々な分野にわたり、福祉のみでなく情報バリアフリー、建物、労働、文化など障害者施策にわたる計画。

もう1つは障害者福祉計画。福祉に関する分野の計画。3年に1度の策定。どちらとも障害者と障害児をわけて論じている。

「がい」の表記に関しては平成22年度より障害者の「がい」には一定の伊丹市のルールを作った。本市で計画や発行物に関してこのルールにのっとっている。障害者というように人にかかる場合はひらがな、法律に記載されている用語の場合は法律表記のまま漢字で表記と言うような決まりである。

そのルールで考えると今回はひらがなになる。

議長：よく分かった。

第5条第1項第1号から読上げ。

5つの施策がある。どの施策からでも構わないので意見を。

F 委員：今発言してもいいかわからないが、手話を広めることに重きを置いているが広める側の育成などが漏れているように感じる。この条例のどの項目に入れたらいいかわからないがそれを盛り込みたい。

A 委員：F 委員と同じ意見。

ケーブルテレビに手話通訳を付ける。また「(2)の情報を得る機会の拡大のための施策」とあるが具体的に盛り込んだらどうか。例えば情報発信、情報取得に関する言葉を含めたらいいのではないか。

また F 委員が言ったように手話に関する研修、啓発を教育の中にも入れたらいいと思う。ケーブルテレビに関すること。教育の中の手話を盛り込むこと以上2点。

議長：貴重な意見。まず F 委員に確認。

手話の育成といったが、通訳者ではなく…。もっと具体的に説明をお願い。

F 委員：手話を広げるためには手話を指導できる人が必要。手話ができるから指導ができるのではなく手話の知識を持っているから手話の魅力を伝えることが出来る。講師陣の技術アップのための研修。

議長：手話を広めるには手話が指導できる人が必要である。その指導者の育成を入れて欲しいということ。この点に関して議論したい。手話を広げるための指導者の育成を入れて欲しいとの意見に対し意見は？

反対意見等が無いようならどのような文章で盛り込むかを考えないといけない。

F 委員考えておいて欲しい。

次に A 委員に確認したい。

1つ目はケーブルテレビに字幕や手話通訳等情報取得ができる・情報保障を付けて欲しい。2つ目は学校教育について文章がないので教育の中での手話での教育だとか手話の啓発を具体的に書いてはどうかということと理解したがそれであっているか？

A 委員：手話に関する研修、啓発について。例えば（教育現場等）と（ ）書きでいれるのはどうか。

議長：最後の方の提案は手話に関わる研修を実施する（学校教育等）と入れるということ？

A 委員：啓発に関する事（学校教育を含む）というような言葉を入れたらいいと思う。

議長：今の提案を前のスライドに示してもらっている。

原案には（１）～（５）抽象的な書き方で手話を広めていく施策をすると書いてあるが、もっと具体的な書き方がいいという意見？

ケーブルテレビに情報保障を付ける。

手話に関する研修。また啓発（学校教育に関する事）

手話を広めるための指導者の育成。

他にあるか？

D 委員：医療関係者の立場で委員会に参加している。原案ですべてが含まれていると思っていたが、具体的にとなったら病院での通訳。命の安全、診察それはもちろんだが緊急時の救急車を呼んで病院に向かう時の安全な体制もこの中に含まれていると思って理解していた。しかしわかりにくい。

あと災害時の事等施策はどこまでできているのか？この抽象的な文章で命を守る部分の解釈がこれのできるのか？そのあたりをもっと具体的にしたらいいと思う。

議長：今３人の委員から具体的なことを追加したらどうかと提案があった。確かに大事な事。

C 委員：学校教育の場で啓発という意見があった。少し聞きたい。現在学校教育の中で障害児に関する計画は含まれているが、伊丹市内だと聴覚障害の子供を受け入れている学校は決まっている。専門の先生がいる学校といえば伊丹小学校と限定されると思う。例えば兄弟がいる地域の小学校に行きたいと思う聴覚障害児に対する教育の保障というのは含まれるのか？そのあたりのコミュニケーション保障は含まれるのか。

議長：伊丹市の状況はいかが？

事務局：地域の学校に保障はないのかという質問。新一年生に進学する際に難聴学級を新設する要望を県の教育委員会に提出する。今は伊丹小学校しか行けないということはない。県の教育委員会が必要と認めたら難聴学級を新設してそこに教諭を配置するという流れ。

議長：難聴学級というものはそんなに簡単に新設できるもの？

事務局：今年着任したばかりで簡単なことなどとは言えない。伊丹小学校以外にも瑞穂小学校に新設されたり伊丹小学校から北中学校に進級する時に開設されたりという経緯があ

る。新設はなかなか難しいという考えがあったので過去には校区外通学をしている児童もいた。

議長：説明ありがとうございました。今の説明でC委員いかが？

C委員：県に申請すれば地域の学校に通えるということが分かった。難聴学級があれば手話が必要な子どもには手話で指導がされるのだと受け取れたので質問を終了する。

議長：A委員から学校現場での手話に関わる研修・啓発という話があり、C委員からろう教育に関する事。

聞こえない子どもがいない学校においても手話に関わる啓発をして何らかの施策が必要ではないかという意見だと理解した。

学校現場、ケーブルテレビ、指導者の育成、3点。

病院もあったので4点。

条例であれもこれも具体的な施策を入れるとすると増えていく。これでいいのか他に漏れはないかと検討が必要になる。

原案では抽象的な表現。委員からは具体的な事柄。

ほかの自治体も色々な条例の作り方がある。学校における理解の促進で一つにしているところもある。

病院に関しては公共施設などに対する啓発。病院だけではなく市民に公共サービスを提供するとしているところもある。

時間が近づき議論を完結させるのは無理だが他にも含めたらいい意見などがあれば次回に話し合いたい。他に具体的な意見を。

C委員：労働関係について事業所の中でろう者が仕事をしている環境の中でコミュニケーションが取りにくい場合の補償を盛り込んでほしい。

議長：手話を必要としている人の職場での保障という意見が出た。

第4条の市民の役割3項目。事業者は……というところに書かれているのでそのあたりの整合性はどうか。

ほかの自治体では「財政上の措置」。手話に対する施策を推進するため必要な財政上の措置を講ずる。という条文がある。

時間になったので次回までに具体的な文章にするのか、条文を増やすか。

以上2点を課題とする。

事務局：次回10月25日 会場は本日より同じ。時間は10:00から12:00